

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

改正廃棄物処理法における建設工事に伴い生ずる廃棄物の
処理責任の元請業者への一元化について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（改正廃棄物処理法）が平成 22 年 5 月 19 日に交付されました。

改正廃棄物法の施行は、公布日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定めることとなり、施行にあたっては改めて施行通知が発出されますが、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化につきましては、建設現場での影響が特に大きいものとなります。

このため、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化の趣旨について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、同産業廃棄物課より、別添のとおり都道府県あて通知された旨、国土交通省より連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、改正廃棄物処理法の概要、全条文等につきましては、下記ホームページより閲覧・ダウンロードが可能となっておりますことを申し添えます。

※環境省⇒廃棄物・リサイクル対策⇒廃棄物処理の現状⇒廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布のお知らせ（平成 22 年 5 月 19 日）

U R L : http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html